

議員提出議案第3号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年5月30日

提出者	杉並区議会議員	富本卓
	同	島田敏光
	同	小川宗次郎
	同	大和田伸
	同	田中ゆうたろう
	同	今井ひろし
	同	浅井くにお
	同	吉田あい
	同	脇坂たつや
	同	大熊昌巳
	同	藤本なおや
	同	大泉時男
	同	斉藤常男
	同	井口かづ子
	同	小泉やすお
	同	山本ひろこ
	同	中村康弘
	同	北明範
	同	川原口宏之
	同	大槻城一
	同	渡辺富士雄
	同	横山えみ
	同	市来とも子
	同	山本あけみ
	同	山下かずあき

同  
同  
同  
同

増 田 裕 一  
安 齊 あきら  
河 津 利恵子  
岩 田 いくま

杉並区議会議長 藤 本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年6月」を「平成24年6月」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成24年6月に支給する区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
<p>3 <u>平成24年6月に支給する期末手当</u>に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは、「100分の155」とする。</p>	<p>3 <u>平成23年6月に支給する期末手当</u>に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは、「100分の155」とする。</p>
	<p>4 <u>平成23年12月に支給する期末手当</u>に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の185」とあるのは、「100分の163」とする。</p>
	<p>5 <u>平成24年3月に支給する期末手当</u>に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30、」とあるのは、「100分の25、」とする。</p>

## 平成24年6月に支給する期末手当に係る改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容															
期 末 手 当	平成24年6月の支給月数 <table border="1" data-bbox="491 745 1289 965"><thead><tr><th data-bbox="491 745 687 790">区 分</th><th data-bbox="687 745 986 790">現 行</th><th data-bbox="986 745 1289 790">改 正</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="491 790 687 835">6月期</td><td data-bbox="687 790 986 835"><u>1. 8 0</u></td><td data-bbox="986 790 1289 835"><u>1. 5 5</u></td></tr><tr><td data-bbox="491 835 687 880">12月期</td><td data-bbox="687 835 986 880">1. 8 5</td><td data-bbox="986 835 1289 880">1. 8 5</td></tr><tr><td data-bbox="491 880 687 925">3月期</td><td data-bbox="687 880 986 925">0. 3 0</td><td data-bbox="986 880 1289 925">0. 3 0</td></tr><tr><td data-bbox="491 925 687 965">合 計</td><td data-bbox="687 925 986 965"><u>3. 9 5</u></td><td data-bbox="986 925 1289 965"><u>3. 7 0</u></td></tr></tbody></table>	区 分	現 行	改 正	6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 5 5</u>	12月期	1. 8 5	1. 8 5	3月期	0. 3 0	0. 3 0	合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 7 0</u>
区 分	現 行	改 正														
6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 5 5</u>														
12月期	1. 8 5	1. 8 5														
3月期	0. 3 0	0. 3 0														
合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 7 0</u>														
施 行 期 日	公布の日から施行する。															